

## V2H充放電設備Q & A

2026/7/17

| 申請区分 | 質問                                                                 | 回答                                                                                                                                                           |
|------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全般   | 今回の申請期間は9月末までになっていますが、これ以降に申請の機会がありますでしょうか？                        | 本年度は今回の申請期間以降に別の申請期間を設ける予定はありません。                                                                                                                            |
|      | 地方公共団体にて実施しているV2Hの補助金制度と併用することは可能でしょうか？<br>また、国の他の補助金との併用は可能でしょうか？ | 本補助金と地方公共団体の補助金制度との併用は可能です。地方公共団体の補助制度については、各地方公共団体にお問合せください。<br><br>また、本補助金以外の国の補助金を併用する場合、V2Hの本体と工事の費用にかからない補助金であれば併用は可能です。ただし併用先に本補助金との併用が可能かを事前にご確認ください。 |
|      | 昨年補助金を受けずにV2Hを設置しましたが、今回の補助金を申請できますか？                              | 新たにV2H充放電設備を購入および設置される方が対象となります。既に設置されたものは対象外となります。                                                                                                          |
|      | 見積書や請求書は決まったフォームがありますか？                                            | 特に決まったフォームはありませんが、費用明細のほか、必須項目が記載されている必要があります。詳しくは応募要領で【記載の必須項目】をご確認いただき、HP掲載の記入例等も参考にしてください。                                                                |
|      | 補助金の交付決定前に工事施工会社と契約をしても問題ないでしょうか？                                  | 工事契約自体は交付決定日前でも可能です。但し、V2H機器の発注を含む契約であれば交付決定日以降に行う必要があります。                                                                                                   |
|      | 補助金申請を行えば、V2Hの発注や設置工事を始められますか？                                     | V2H充放電設備の発注（購入）および設置工事の開始が可能となるのは、交付決定日以降になります。申請後であっても交付決定日前に着手した場合は、補助金交付の対象とはなりません。                                                                       |

## V2H充放電設備Q & A

| 申請区分 | 質問                                                                      | 回答                                                                                                                                                          |
|------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人宅  | 建築中の戸建て住宅にV2Hを設置予定で、現住所とは異なりますが、補助金の申請は可能でしょうか？                         | V2H補助金は災害時のレジリエンス確保に貢献可能な箇所や、実際に高い頻度で充放電の活用が見込まれる箇所への設置を優先してきました。このため申請時点で実際に住んでいる住居への設置を原則としておりますが、実績報告までに転居が完了する場合は新築物件等への設置も申請可能となります。                   |
|      | 普段生活している自宅のほか別荘を所有しており、そこを訪れた際に使用するためV2Hを設置したいのですが、補助の対象でしょうか？          | V2H補助金は実際に高い頻度で充放電の活用が見込まれる箇所への設置を優先しております。このため生活の本拠ではない別荘等への設置は補助の対象外となります。                                                                                |
|      | 個人宅以外の設置場所区分に申請予定ですが、車検証の提出は必要でしょうか？                                    | 車検証の提出は、「個人宅」に設置する場合のみ必要となります。「マンション等」「公共施設・災害拠点」「その他施設」への設置予定の申請においては、車検証の提出は必要ありません。                                                                      |
|      | 自宅にV2Hの設置を考えていますが、保有している電気自動車の名義が同居している父になります。補助金申請は可能でしょうか？            | 電気自動車等の名義は問いません。但し車検証の使用の本拠の位置と設置場所住所が一致していることが必要です。                                                                                                        |
|      | 電気自動車を購入予定ですが、生産が当初より遅れ車両の登録が実績報告間際か多少遅れる可能性があります。このような状況ですが、申請可能でしょうか？ | 申請時点で電気自動車等の購入のための発注が完了していることが分かる発注書等の提出にて申請は可能です。その場合、原則、実績報告期限までに車検証の提出が必要となります。<br>申請に当たっては実績報告期限までに車両の登録が間に合うよう自動車販売業者と調整を図るとともに、確実に納車可能な車両の購入をご検討ください。 |
|      | グリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象車種を購入予定ですが、V2Hと電気自動車を一緒に申請する必要がありますか？             | 本事業は、グリーンエネルギー自動車導入促進補助金とは別事業の為、本申請と電気自動車の補助金申請を同時に行う必要はありません。各事業をご確認の上、要件を満たす場合はそれぞれ申請が必要です。                                                               |
|      | 個人宅への設置には電気自動車等の保有が必要となっていますが、中古車やリース車両でも申請可能でしょうか？                     | 中古車でもリース車両でも申請可能です。                                                                                                                                         |
|      | V2Hに適合しているクルマでなければ申請できませんか？                                             | 保有車両が電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車）であれば申請は可能です。ただし設置予定のV2H充放電設備との適合は車種や装置により異なるため、申請者ご自身でメーカー等にお問い合わせください。                                                |
|      | 電気自動車等の保有について、申請時に必要な書類はあるでしょうか？                                        | 自動車検査証（車検証）または発注済であることが確認できる発注書が必要です。自動車検査証（車検証）の場合は、使用の本拠の位置がV2H充放電設備の設置場所住所と一致している必要があります。                                                                |
|      | EVの発注書を提出すれば自動車検査証（車検証）の提出は不要ですか？                                       | 交付申請時は発注書でも受け付けますが、条件付き交付決定となりますので、実績報告までに車両登録を終え、自動車検査証（車検証）の提出が必要です。                                                                                      |

## V2H充放電設備Q & A

| 申請区分      | 質問                                                                                                                      | 回答                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害<br>拠点  | 「災害拠点」として補助金申請するにはどのようにすればいいですか？                                                                                        | 地方公共団体等の公的機関との間で災害発生時に行う具体的な支援を取り決めた書面の提出を要件とします。「災害協定」「防災協定」などが一例です。                  |
|           | 災害拠点で申請する場合、災害協定は締結されているが申請者が法人化されていない場合でも申請は可能でしょうか？                                                                   | 災害・防災協定を締結している、もしくはそれに準ずる災害時支援を目的として公的な枠組みに属していることを証する書類が提出可能であれば、申請は可能です。             |
|           | 最近完成した会社施設を災害時避難場所に指定してもらったため自治体と災害協定を協議中です。「災害拠点」としてV2H補助金を申請する場合、交付申請受付期限までに協定締結が必要でしょうか？ それとも実績報告期限までに締結できればいいでしょうか？ | 交付申請時に地方公共団体等との間で、災害協定などの災害時の人的・物的支援に関する協定が締結されていることが必要となります。協定締結後であれば申請することが可能となります。  |
| その他<br>施設 | 老人福祉施設ですが災害拠点指定は受けていません。この場合は「その他施設」として申請することになりますか？                                                                    | 地方公共団体等の公的機関と災害時の取り決めがない場合は「その他施設」で申請してください。                                           |
|           | 設置予定の建物が自宅と会社事務所を兼ねています。この場合はどの設置場所区分で申請可能でしょうか？                                                                        | 事務所と個人宅を兼用している場合、申請者、電力契約、接続先分電盤により、設置場所区分が異なります。詳しくは応募要領をご確認いただき、該当する設置場所区分にてご申請ください。 |